

姫路市立英賀保小学校いじめ防止基本方針

1. 本校の方針

本校は、「自ら輝き、自ら伸びる」という学校教育目標のもと、めざす児童像「明るくあいさつ元気な子」「がんばろうと声かけ合えるやさしい子」「誇り高く自ら考えチャレンジする子」の育成に取り組んでいる。

そこで、全ての児童が「通ってよかった。楽しい。」と思える学校生活になるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2. 基本的な考え方

本校は、JR 英賀保駅を中心に20町からなる広い校区をもち、英賀城などの遺跡が点在する歴史と伝統のある街である。地域のつながりは強く、祭りなどの地域行事も盛んである。

児童数が800名を超える大規模校であるが、素直で明るい児童が多い。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を教職員が持ち、いじめを許さない学校づくりに全ての教科・科目を含め、教育活動全体で取り組む。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

3. いじめの防止等の指導体制・組織的対応等

（1） 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、スクールカウンセラーなどの専門的な知識を有する関係者により構成される日常の教育相談体制、生活指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。**別紙1**

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

（2） 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめ防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

（3） いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめを解消するために組織的対応を別に定める。**別紙2**

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状態で判断する。心身又は財産に重大な被害とは、次のとおりである。

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

「いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」も重大事態としてあげられる。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

また、重大事態への対処にあたっては、いじめを受けた児童やその保護者からの申し立てがあったときは、校長が判断し、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。(警察関係者との連携も含む)

なお、事案によっては、教育委員会が主体となり、「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行い、事態の解決に向けて対応する。

(3) いじめ解消の要件

① いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上は継続していること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面会等により確認されること

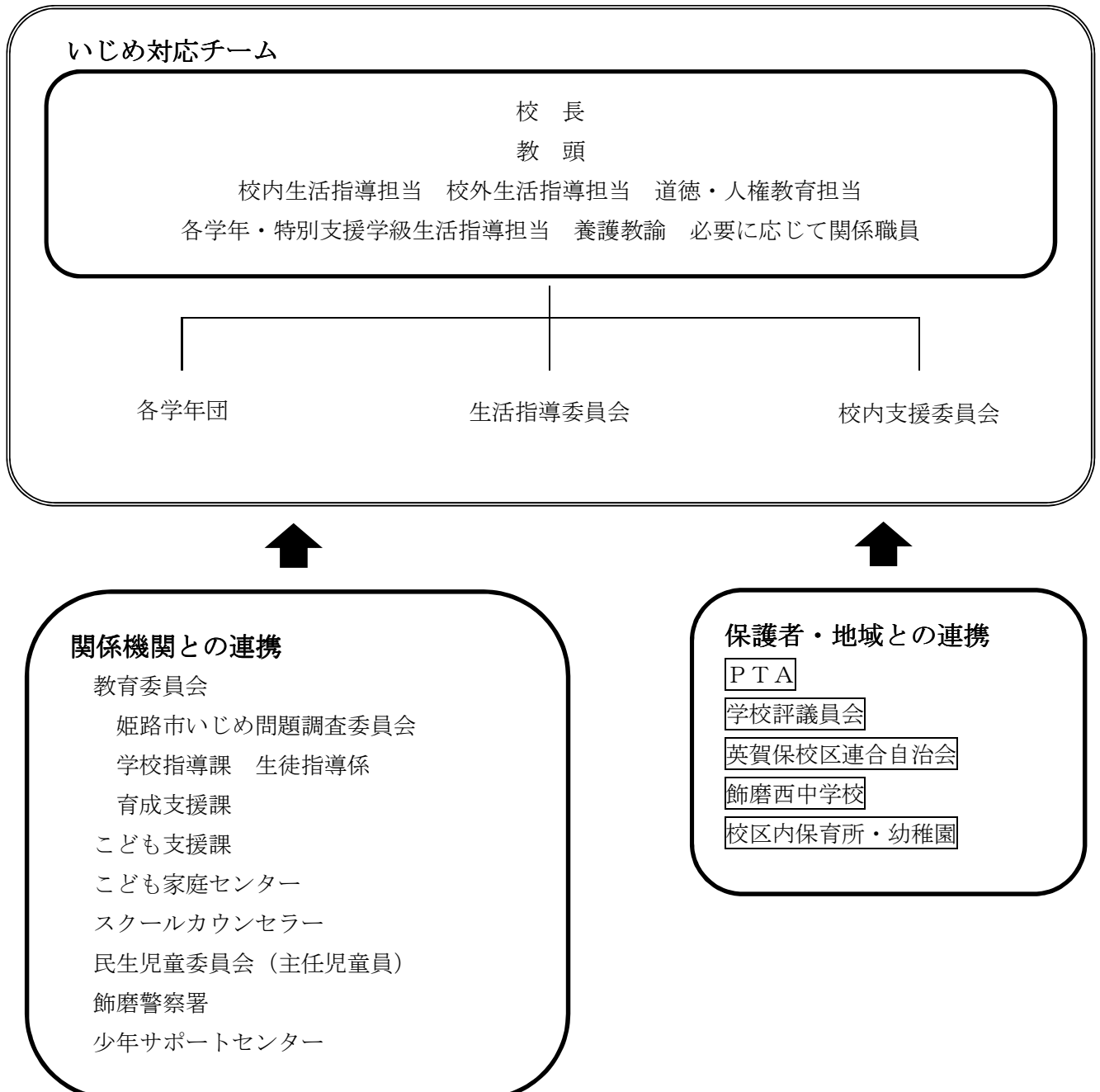
③ 教育委員会（学校指導課 生徒指導担当）との情報交換と行い、協議すること

以上の要件が三つとも満たされていることをもっていじめが「解消している」状態とする。

日常の指導体制

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行之、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対応チームと校内外組織>



いじめを認知した際の組織的対応

